

1. 食品添加物の新規指定

11月10日に、2品目が新規指定され、409品目になりました。

1) ブチルアミン（香料）

2) フェネチルアミン（香料）

11月末現在の指定待ちの食品添加物

3) ピペリジン（香料）

4) ピロリジン（香料）

5) フルジオキソニル（ポストハーベスト、防カビ剤）

現在、2品目がWTO通報中です。

6) 2,6-ジメチルピリジン（香料）

7) 5-エチル-2-メチルピリジン（香料）

既に、5品目については、食品安全委員会から厚生労働大臣に通知があり、薬食審待ちです。

8) トリメチルアミン

9) 1-ペンテン-3-オール

10) 3-メチル-2-ブテノール

11) 2-(3-フェニルプロピル)ピリジン

12) 2,3-ジエチル-5-メチルピラジン

2. 食品中のアフラトキシンの規制の改正

	変更案	現行
指標	総アフラトキシン (アフラトキシン B ₁ 、B ₂ 、G ₁ 、G ₂ の和)	アフラトキシン B ₁
規制値	> 10µg/kg	≥ 10µg/kg
検体採取量	1kg 又は 5kg	0.5kg 又は 1kg

3. JAS 品質表示基準の改正 3品目 パブコメ（12月21日まで）、WTO 通報済（11月26日）

・加工食品品質表示基準の改正：原料原産地表示の対象品目の追加

「黒糖」及び「黒糖加工品」、「こんぶ巻き」

・乾めん類品質表示基準の改正

欄外記載を認める

・めん類等用つゆ品質表示基準の改正

文言の統一と記載方法の整理

4. 香港・消費者評議会のタール色素摂取への警告（11月15日）

消費者評議会は、保護者に子どもたちの多動増加の原因とされる合成色素6種（EUの規制対象と同一）の過剰摂取を避けるよう助言しました。

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2010/11/20101115_152128.shtml

5. 韓国食品医薬品安全庁 (KFDA) : ベトナム産乾燥カワハギ調味品の放射線照射を確認

11月5日、KFDA (庁長ノヨンホン) は、ベトナム産乾燥カワハギ調味品について、5月からの輸入製品に対して持続的に照射の有無を確認した結果、PHUOC TIEN GENERAL TRADING COMPANG (FUTCO.、LTD、ベトナム) で製造し、輸入申告 ('10.10.27) された乾燥カワハギ調味を照射陽性と判定し、当該製品を返品または廃棄するように指示しました。

※ '10.10.27 輸入申告された照射陽性品返送 (廃棄) 量 : 8,020 kg

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&page=safeinfo&mmid=349&seq=13495&cmd=v>
本年8月13日のKFDAのニュース・リリース

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=3&seq=12909&cmd=v>

6. 韓国 ステビアの基準の改定告示 (添加物基準課 2010.10.28)

食品医薬品安全庁は、甘味料であるステビアを国内外使用状況、使用基準改訂の妥当性検討及び食品衛生審議委員会審議を経て、キャンディ類、食パン、乳加工品に使えるように2010年9月29日付けで使用基準を改訂告示しました。

改訂以後もベビーフードにはステビア使用は禁止されます。

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=57&seq=13436>

7. 食品添加物ブリリアントブルーFCF (E 133、食用青色1号)のADIの再評価

10月7日に採用されましたEU.EFSAの再評価について、「この色素の安全性の評価は、JECFAで1970年に、EU・SCFで1975年に評価され、ADI 12.5 mg/kg 体重/日を設定されました。EU・SCFは、1984年に新たな長期試験にもとづき10 mg/kg 体重/日に改訂した。ADME、遺伝毒性、亜慢性、生殖毒性、がん原性試験のデータからは、先に設定した10 mg/kg 体重/日のADIを改訂する理由はない。」としています。

<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/scdoc/1853.htm>

尚、現在もJECFAのホームページのADIは、「0~12.5mg/kg」です。

食品添加物公定書解説書 (廣川書店) の安全性に部分の新規原稿や修正は、従来から国立医薬品食品研究所が担当されてきました。第8版食品添加物公定書解説書のD-937に、「JECFA(2006)におけるADIは、0~1mgとされている。」記載されています。再確認が必要です。

8. 炭酸飲料中の安息香酸によるベンゼンの生成

11月5日のFDAのホームページの「ベンゼン注意」で、「安息香酸とビタミンCを含む炭酸飲料には極めて微量のベンゼンが含まれることがある。FDAはボトル入り飲料水についてはEPAの基準5 ppbを採用しているが、その他の飲料品についてベンゼンの基準は設定していない。2005年から2007年にかけてFDAが200検体ほどを検査したところ、5 ppbを超えたのは10検体のみであった。これらの製品は全て成分を見直しており、その後は1.5 ppb以下になっている。飲料に含まれる量のベンゼンは、消費者にとって安全上の懸念とはならない。」としています。

日本でも、安息香酸とアスコルビン酸の両者が添加されているもの31製品について、ベンゼンの含有量について分析検査を、2006年5月以降国立医薬品食品衛生研究所において実施し、

「水道水のベンゼンに関する基準値である 10ppb を超えてベンゼンが検出されたものが 1 品目あり、73.6ppb (3 検体平均) であった。」との厚生労働省の報告があります。

注) 米国：5ppb を超えた製品、日本：10ppb を超えた製品

9. 健康強調表示に関する EU・EFSA の助言

EFSA が、さらに 808 の健康強調表示について助言を発表したことが、国立医薬品食品衛生研究所の「食品安全情報 (化学物質)」 (No.23/2010 別添) に詳しく紹介されています。

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2010/foodinfo201023ca.pdf>

10月19日、NDAパネル (食品・栄養・アレルギーに関する科学パネル) は、「これまで4,637 の健康強調表示リストのうち1,745について評価している。EFSAは一般機能 (general function) の健康栄養表示に関する評価 (植物以外) を2011年6月末までに終了する予定である。」とのことです。

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/nda101019.htm>

10. ドイツ最高裁判所は GM 作物の制限を維持

ドイツ最高裁判所は、11月24日、GM作物を制限する法律を支持した。もともと2004年に成立し、2008年に修正された法律は、ドイツの基本法違反だとしてザクセンアンハルト (Saxony-Anhalt) 州が裁判をおこしていたが、最高裁の判断は制限する側にたったものだった。

ドイツの GM 作物に関する法律は、GM 作物の花粉が飛散した場合全ての責任を GM 栽培者が負う、花粉がコンタミした作物は GM フリーとして販売してはならない、緩衝地帯を設ける、全ての GM 作物栽培場所のデータベースを作る等々。

<http://news.sciencemag.org/scienceinsider/2010/11/germanys-high-court-preserves.html?etoc>

11. EU で新たに使用が認められた添加物

11月11日に発効した着色料及び甘味料以外の EU 委員会指令 (2010/69/EU)

- E 392 extracts of rosemary ローズマリー抽出物
- E 427 cassia gum カシアガム
- E 961 neotame (as a flavour enhancer) ネオテーム (フレーバーエンハンサーとして)
- E 1203 polyvinyl alcohol ポリビニルアルコール
- E 1521 polyethylene glycol ポリエチレングリコール

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2010/nov/additives>

12. 2010 年の GRAS 申請に関する記録

ニュージーランド食品安全局 (New Zealand Food Safety Authority、NZFSA) は、11月26日に GRAS 申請のリストを公表しました。本年3月24日から11月26日までに、GRAS 登録された品目は 29 品目でした。) (リストは、次の URL)

<http://www.nzfsa.govt.nz/registers-lists/gras/gras-log-2010.htm>

13. 除草剤トリフルラリンによる魚介類の食品衛生法違反の急増

本年、5月26日、厚生労働省医薬食品局食品案全部監視安全課より、中国産はも及びその加工

品（簡易な加工）に対する命令検査の実施がプレスリリースされました。

対象食品等	検査の項目	経緯
中国産はも*1 及びその加工品（簡易な加工に限る。）	トリフルラリン*2	検疫所におけるモニタリング検査の結果、中国産活はもから基準値を超えるトリフルラリンを検出したことから、検査命令を実施するもの。

中国産はものトリフルラリンに係る違反事例

違反確定日	検出量	事業者	措置状況
2010年5月25日	0.008ppm	サンギ株式会社	全量消費済み
2010年5月25日	0.006ppm	株式会社 林氏国際	全量消費済み
2010年5月25日	0.002ppm	有限会社 リツコウ	全量消費済み

基準：0.001ppm

トリフルラリンは、稲、麦、果樹、野菜、いも、まめ、花卉、樹木、芝等に使用されるジニトロアニリン系除草剤で、日本では1966年に初回登録されました。生物濃縮係数が比較的高く（魚：4,570との報告あり）、土壌中（好氣的）における半減期も1000ppmで405日と長く、下水一次排水（好氣的）での培養（100µg/L）による分解性は49%であったとの報告等から、河川水、さらに沿部の海水が汚染されている可能性があります。

今月（2010年11月）の食品衛生法違反事例の中で、ベトナムから輸入されたえび類のトリフルラリンによる違反件数が多く、クロラムフェニコールとともに顕著です。

14. 輸入食品の特徴的な食品衛生法違反事例（2010年11月）

- ・日本生活共同組合連合会がベトナムから輸入した「その他のえび類：冷凍、養殖」の命令検査で、トリフルラリン0.002ppm検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社マルハニチロがベトナムから輸入した「冷凍養殖えび」、「冷凍養殖剥きえび」及び「冷凍養殖えび：尾付きむきえび」の命令検査で、トリフルラリンが0.002ppm、0.004ppm及び0.002ppm検出され成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・丸紅株式会社がベトナムから輸入した「冷凍養殖えび（ブラックタイガー）」の命令検査で、トリフルラリンが0.002ppm検出され、「冷凍養殖むき身えび（ブラックタイガー）」命令検査で、トリフルラリンが0.002ppm及び0.004ppm検出され、それぞれ成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・阪和興業株式会社がベトナムから輸入した「冷凍養殖えび（ブラックタイガー）」の命令検査で、トリフルラリン0.002ppm及び0.003ppm検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・DKSH ジャパン株式会社がベトナムから輸入した「冷凍養殖むき身えび（ブラックタイガー）」の命令検査で、トリフルラリン0.004ppm検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社シジシージャパンがベトナムから輸入した「冷凍 切り身・むき身 えび類：加熱加

- 工用、養殖」の命令検査で、トリフルラリン 0.0020ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・兵冷商事株式会社 がベトナムから輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：えび類」の命令検査で、トリフルラリン 0.003ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・株式会社オープンがベトナムから輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）」（えびフライ）の命令検査で、トリフルラリン 0.003ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・石光商事株式会社 がベトナムから輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：えび類」（えびフライ）の命令検査で、トリフルラリンが 0.002ppm 及び 0.006ppm 検出され、それぞれ成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・ジャパンフード株式会社 がベトナムから輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）」（伸ばしえび）の命令検査で、トリフルラリン 0.002ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・株式会社マルハニチロがベトナムから輸入した「冷凍天然剥きえび」、「冷凍養殖えび」および「冷凍養殖剥きえび」の命令検査で、クロラムフェニコールが 0.0008ppm、0.0010ppm、0.024ppm 検出され、それぞれ成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・富士通商株式会社 がベトナムから輸入した加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：えび類」の命令検査で、クロラムフェニコール 0.0006ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・東洋冷蔵株式会社 がベトナムから輸入した「冷凍養殖えび」の命令検査で、クロラムフェニコール 0.0009ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
- * 正月の準備なのか。えび類関連の違反が急増しました。
- ・株式会社ニュクリエイツが台湾から輸入した「養殖活うなぎ」の命令検査で、フラルタドン（AOZ）0.006ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・有限会社東成通商が台湾から輸入した「養殖活うなぎ」の命令検査で、フラルタドン（AOZ）0.003ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・有限会社一達が台湾から輸入した「養殖活うなぎ」の命令検査で、フェニトロチオン 0.003ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・沖縄淡水魚販売が台湾から輸入した「養殖活うなぎ」の自主検査で、一律基準を超えてクロルピリホスが 0.05ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・日本開発貿易株式会社が中国から輸入した「養殖活どじょう」の命令検査で、エンドスルファン 0.045ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・丸八薬品工業株式会社が台湾から輸入した「無調味乾燥品：スッポン」の自主検査で、クロルテトラサイクリン 0.11ppm 検出による成分規格不適合となり、廃棄、積戻し等が指示されました。
 - ・明治ケンコーハム株式会社が中国から輸入した「加熱食肉製品（包装後加熱）」（ポークウインナー）の命令検査で、クレンブテロール 0.00006ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

- ・東邦物産株式会社が中国から輸入した「加熱食肉製品（包装後加熱）」（スモークポークソーセージ）の命令検査で、クレンブテロール 0.00009ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社極洋が中国から輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：その他の畜産物」（豚肉インゲン）の命令検査で、クレンブテロール 0.00016ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・有限会社山田商店がイタリアから輸入した「チョコレート類」の自主検査で、シアン化合物が 12ppm、14ppm、11ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・ベークジャパン株式会社がスペインから輸入した「チョコレート」の自主検査で、指定外添加物アズルビンが検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社巴商事がシンガポールから輸入した「チョコレート」の自主検査で、指定外添加物アズルビンが検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社エム・エヌ・ジャパンが米国から輸入した「健康食品：DIET FORMULA」の自主検査で、指定外添加物アズルビンが検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社シー・スペースが台湾から輸入した「シロップ（フルーツシロップ）」の命令検査で、指定外添加物サイクラミン酸 89µg/g が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社 GUN, I が韓国から輸入した「タコの塩辛」の自主検査で、ポリソルベート 0.077g/kg（as ポリソルベート 80）検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・エフアイエス株式会社がオランダから輸入した「生鮮西洋ねぎ（リーキ）」のモニタリング検査で、一律基準を超えてジフェノコナゾールが 0.03ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・日比貿易株式会社がメキシコから輸入した「生鮮ギャバ」のモニタリング検査で、シペルメトリン 0.06ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社イナブコトレーディングがイタリアから輸入した「野菜の調整品」のモニタリング検査で、ソルビン酸 0.02g/kg 検出による成分規格不適合（対象外使用）とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社丸市商店がタンザニアから輸入した「小豆」のモニタリング検査で、ピリミホスメチル 0.3ppm 及び 2,4-D 0.09ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社カーギルジャパンがガーナから輸入した「生鮮カカオ豆」の命令検査で、一律基準を超えてフェンバレレートが 0.03ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・伊藤忠食料販売株式会社がガーナから輸入した「カカオ豆」のモニタリング検査、一律基準を超えてアトラジンが 0.02ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・伊藤忠食料販売株式会社がエクアドルから輸入した「カカオ豆」の命令検査、一律基準を超えて 2,4-D が 0.03ppm 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・オルガノフードテック株式会社が米国から輸入した食品添加物ピロリン酸二水素ナトリウムの自主検査で、成分規格不適合（純度試験 水不溶物 1.1%）とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

（注：第 8 版食品添加物公定書 ピロリン酸二水素ナトリウム 0.80%以下）

- ・オルガノフードテック株式会社が米国から輸入した食品添加物リン酸二水素カルシウムの自主検査で、成分規格不適合（純度試験 溶状、遊離酸及び第二塩 不適）とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

（作成：2010年11月30日）